

2023 年 5 月 19 日
中国電力ネットワーク株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款)

当社は、このたび、電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき届出を行なった離島等供給約款（2023 年 6 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、離島等供給約款〔低圧用〕のⅢ（契約種別および料金）、附則 3（料金前払契約のお客さまについての特別措置）および附則 4（低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）に定める料金率等に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2（燃料費調整）に定める基準単価および別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	104. 50	9. 50
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	115. 50	10. 50
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	209. 47	19. 04
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	397. 42	36. 13
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	585. 37	53. 22
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	961. 26	87. 39
100 ワットをこえる 1 灯につき	480. 70	43. 70
50 ワットまでごとに		
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	376. 73	34. 25
50 ボルトアンペアをこえ	668. 72	60. 79
100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき		
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	334. 37	30. 40
50 ボルトアンペアまでごとに		

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	712. 67	64. 79
電力量料金		
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32. 83	2. 98
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39. 51	3. 59
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41. 63	3. 78
従量電灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	431. 90	39. 26
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30. 14	2. 74
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36. 23	3. 29
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38. 10	3. 46
時間帯別電灯		
基本料金		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1, 482. 30	134. 75
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	464. 30	42. 21
電力量料金		
昼間時間		
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38. 31	3. 48
90 キロワット時をこえ 220 キロワット時までの 1 キロワット時につき	43. 91	3. 99
220 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44. 95	4. 09
夜間時間		
1 キロワット時につき	30. 40	2. 76
最低月額料金		
1 契約につき	612. 70	55. 70

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
ファミリータイム〔プランⅠ〕		
基本料金		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,472.30	224.75
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	464.30	42.21
電力量料金		
デイトタイム		
1 キロワット時につき		
夏季料金	47.48	4.32
その他季料金	42.67	3.88
ファミリータイム		
1 キロワット時につき	42.43	3.86
ナイトタイム		
1 キロワット時につき	30.40	2.76
最低月額料金		
1 契約につき	612.70	55.70
電化住宅割引上限額		
1 契約につき	3,300.00	300.00
ファミリータイム〔プランⅡ〕		
基本料金		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,482.30	134.75
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	464.30	42.21
電力量料金		
デイトタイム		
1 キロワット時につき		
夏季料金	50.81	4.62
その他季料金	45.68	4.15
ファミリータイム		
1 キロワット時につき	45.44	4.13
ナイトタイム		
1 キロワット時につき	30.40	2.76
最低月額料金		
1 契約につき	612.70	55.70
電化住宅割引上限額		
1 契約につき	3,300.00	300.00

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
電灯ピークシフトプラン		
基本料金		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,482.30	134.75
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	464.30	42.21
電力量料金		
ピーク時間		
1 キロワット時につき	57.19	5.20
オフピーク時間		
最初の 90 キロワット時までの	37.35	3.40
1 キロワット時につき		
90 キロワット時をこえ 220 キロワット時までの	42.93	3.90
1 キロワット時につき		
220 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44.95	4.09
夜間時間		
1 キロワット時につき	30.40	2.76
最低月額料金		
1 契約につき	612.70	55.70
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	11.98	1.09
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ	23.96	2.18
100 ボルトアンペアまでの場合		
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ	23.96	2.18
500 ボルトアンペアまでの場合		
100 ボルトアンペアまでごとに		
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ	239.58	21.78
1 キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ	239.58	21.78
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	882.52	80.23
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	45.05	4.10

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	512. 71	46. 61
電力量料金		
1 キロワット時につき	41. 16	3. 74
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	99. 00	9. 00
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	110. 28	10. 03
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	201. 77	18. 34
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	384. 77	34. 98
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	567. 77	51. 62
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	933. 76	84. 89
100 ワットをこえる 1 灯につき	466. 88	42. 44
50 ワットまでごとに		
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	361. 33	32. 85
50 ボルトアンペアをこえ	645. 62	58. 69
100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき		
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	322. 82	29. 35
50 ボルトアンペアまでごとに		
公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	680. 77	61. 89
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	31. 55	2. 87
公衆街路灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	393. 40	35. 76
電力量料金		
1 キロワット時につき	29. 23	2. 66

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
低圧高負荷契約 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 1,556.53 30.97 29.64	 141.50 2.82 2.69
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 1,147.85 26.98 25.69	 104.35 2.45 2.34
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき 従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 296.67 31.58 30.10	 26.97 2.87 2.74
農事用電力A（かんがい排水需要） 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 823.90 22.79 21.86	 74.90 2.07 1.99

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
農事用電力B（脱穀調整需要） 定額制供給の場合 契約使用期間 最初の 30 日まで 契約電力		
0.5 キロワット	4,362.88	396.63
1 キロワット	6,629.30	602.66
2 キロワット	11,239.44	1,021.77
3 キロワット	15,877.74	1,443.43
4 キロワット	19,482.71	1,771.16
5 キロワット	23,098.30	2,099.85
30 日をこえる 1 日につき 契約電力		
0.5 キロワット	56.03	5.09
1 キロワット	94.85	8.62
2 キロワット	200.41	18.22
3 キロワット	303.85	27.62
4 キロワット	414.84	37.71
5 キロワット	522.60	47.51
農事用電力C（育苗・栽培需要） 定額制供給の場合 契約電力 1 キロワットにつき 最初の 30 日まで 30 日をこえる 1 日につき	10,672.48 355.74	970.23 32.34
低圧季節別時間帯別電力 基本料金 1 契約につき最初の 3 キロワットまで 上記をこえる 1 キロワットにつき 電力量料金 昼間時間 1 キロワット時につき 夏季料金 その他季料金 夜間時間 1 キロワット時につき	3,774.65 1,202.85 28.87 27.15 25.80	343.15 109.35 2.62 2.47 2.35

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
深夜電力 A 1 契約につき	円 3, 133. 15	円 284. 83
深夜電力 B 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき 電力量料金 1 キロワット時につき	 359. 85 30. 40	 32. 71 2. 76
第 2 深夜電力 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき 電力量料金 1 キロワット時につき	 359. 85 30. 40	 32. 71 2. 76
融雪用電力 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき 契約使用期間の最初の 3 月まで 3 月超過 電力量料金 1 キロワット時につき	 2, 545. 40 697. 40 28. 67	 231. 40 63. 40 2. 61

(2) 附則 3 (料金前払契約のお客さまについての特別措置) に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
1 需給契約ごと 1 月につき	円 22. 00	円 2. 00

(3) 附則 4 (低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置) に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
1 キロワット 1 時間 1 月につき	円 660. 00	円 60. 00

(4) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0. 825	0. 075
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1. 649	0. 150
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3. 298	0. 300
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4. 948	0. 450
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	8. 246	0. 750
100 ワットをこえる 1 灯につき	4. 123	0. 375
50 ワットまでごとに		
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2. 463	0. 224
50 ボルトアンペアをこえ	4. 926	0. 448
100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき		
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	2. 463	0. 224
50 ボルトアンペアまでごとに		
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0. 066	0. 006
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ	0. 133	0. 012
100 ボルトアンペアまでの場合		
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ	0. 133	0. 012
500 ボルトアンペアまでの場合		
100 ボルトアンペアまでごとに		
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ	1. 329	0. 121
1 キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ	1. 329	0. 121
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1. 397	0. 127

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
農事用電力B（脱穀調整需要）		
1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	0.349	0.032
1 キロワット	0.699	0.064
2 キロワット	1.397	0.127
3 キロワット	2.094	0.190
4 キロワット	2.793	0.254
5 キロワット	3.491	0.317
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
契約電力1キロワット1日につき	2.515	0.229
深夜電力A		
1 契約につき	21.230	1.930
従量制供給の場合		
従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	3.185	0.290
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.212	0.019
上記以外の場合		
1 キロワット時につき	0.212	0.019

(5) 別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.004	0.000
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	0.009	0.001
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	0.018	0.002
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	0.025	0.002
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	0.043	0.004
100 ワットをこえる 1 灯につき	0.021	0.002
50 ワットまでごとに		
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	0.013	0.001
50 ボルトアンペアをこえ	0.025	0.002
100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき		
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	0.013	0.001
50 ボルトアンペアまでごとに		
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ	0.001	0.000
100 ボルトアンペアまでの場合		
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ	0.001	0.000
500 ボルトアンペアまでの場合		
100 ボルトアンペアまでごとに		
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ	0.007	0.001
1 キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ	0.007	0.001
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	0.008	0.001

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
農事用電力B（脱穀調整需要）		
1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	0.002	0.000
1 キロワット	0.003	0.000
2 キロワット	0.008	0.001
3 キロワット	0.011	0.001
4 キロワット	0.014	0.001
5 キロワット	0.018	0.002
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
契約電力1キロワット1日につき	0.013	0.001
深夜電力A		
1 契約につき	0.110	0.010
従量制供給の場合		
従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	0.017	0.002
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.001	0.000
上記以外の場合		
1 キロワット時につき	0.001	0.000